

宝塚市告示第 60号

一般廃棄物処理手数料収納事務委託について

動物の死体等の収集・搬送等業務委託に係る一般廃棄物処理手数料の徴収を下記の者に委託したので、地方自治法施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和6年4月1日

宝塚市長 山崎 晴恵

記

- 1 委託事務 一般廃棄物処理手数料収納事務委託に係る一般廃棄物処理手数料の徴収事務
- 2 委託者住所 宝塚市高司5丁目1番44号
氏名 株式会社エパークリーン 代表取締役 明田 陽子
- 3 委託期間 自 令和5年 10月 1日
至 令和10年 9月30日